

役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人森林セラピーソサエティ（以下「本法人」という。）の役員倫理規定第4条に規定する役員の「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規定は、本法人の役員に対して適用する。

(自己申告)

第3条 役員は、本法人と役員との利益が相反する可能性がある場合、事前に理事会において報告しなければならない。兼職等により、本法人と業務上の関係にある他の団体等との関係が生ずる場合を含むが、これに限られない。

(申告内容及び申告書面の管理)

第4条 第3条に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。